

兵庫県公報

平成26年 6月27日 金曜日 第 2606 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
平成27年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（医務課）	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
土地改良区の定款の変更認可（同）	6
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
同 上（同）	6
同 上（同）	7
東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
道路の位置指定の取消し（建築指導課）	7
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
入札公告（管理課）	8
病院局公告	
政府調達に関する協定に係る企画提案競技の実施（県立尼崎病院・塚口病院）	11
教育委員会規則	
公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	13

公布された法令のあらまし

- 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）
職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部改正により、同条例の名称が改められることに伴い、引用条例の名称を改めることとした。

告 示

兵庫県告示第595号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成27年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験を次のとおり実施する。

平成26年 6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日、試験科目等

学 科	募 集 人 員	修業 年限	受 験 資 格	試 験 期 日	試 験 科 目
助産学科	一般 13名 程度	1年	保健師助産師看護師法 （昭和23年法律第203号） 第21条各号のいずれかに 該当する女子（本学院入 学時において該当する見 込みの者を含む。）	第1次試験 平成27年1月13日（火） 午前9時30分から	学科試験 (1) 専門分野 ・ 、 統合分野 (2) 教養科目 ア 国語（近代以降 の文章） イ 英語

				第2次試験 平成27年 1月14日(水) 午前9時30分から	面接(第1次試験合格者に限る。)
	社会人 7名 程度	1年	看護師として県内の産科を有する同一施設で3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)で、本学院卒業後、県内に勤務する予定の女子	第1次試験 平成27年 1月13日(火) 午後0時30分から	学科試験 専門分野 ・ 、 統合分野
				第2次試験 平成27年 1月14日(水) 午前9時30分から	面接(第1次試験合格者に限る。)
看護学科 2年課程 (全日制)	推薦 12名 程度	2年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所を平成27年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、当該養成所長の推薦した者 2 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上又は「優」が65%以上の者 3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 4 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者	平成26年11月10日(月) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接
	一般 28名 程度	2年	准看護師として3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。)	第1次試験 平成27年 1月15日(木) 午前9時30分から	学科試験 (1) 専門基礎科目、専門科目(准看護師試験に準ずる。) (2) 教養科目 ア 国語(近代以降の文章) イ 数学
				第2次試験 平成27年 1月16日(金) 午前9時30分から	面接(第1次試験合格者に限る。)
看護学科 2年課程 (定時制)	推薦 8名 程度	3年	次の全てに該当する者 1 県内の准看護師養成所を平成27年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している	平成26年11月10日(月) 午前9時30分から	1 小論文 2 面接

			<p>者で、当該養成所長の推薦した者</p> <p>2 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上又は「優」が65%以上の者</p> <p>3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者</p> <p>4 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者</p>		
一般 16名 程度	3年	<p>准看護師として3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）又は学校教育法第90条第1項の規定に該当する（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）准看護師（本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。）</p>	<p>第1次試験 平成27年1月15日(木) 午前9時30分から</p>	<p>学科試験 (1) 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。） (2) 教養科目 ア 国語（近代以降の文章） イ 数学</p>	
			<p>第2次試験 平成27年1月16日(金) 午前9時30分から</p>	<p>面接（第1次試験合格者に限る。）</p>	
社会人 16名 程度	3年	<p>次の全てに該当する者</p> <p>1 准看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）</p> <p>2 本学院卒業後、県内に勤務する予定の者</p> <p>3 平成27年4月1日現在で23歳以上である者</p>	<p>第1次試験 平成27年1月15日(木) 午前9時30分から</p>	<p>学科試験 専門基礎科目、専門科目（准看護師試験に準ずる。）</p>	
			<p>第2次試験 平成27年1月16日(金) 午前9時30分から</p>	<p>面接（第1次試験合格者に限る。）</p>	
歯科衛生 学科	推薦 20名 程度	3年	<p>次の全てに該当する者</p> <p>1 県内の高等学校又は中等教育学校を平成27年3月卒業見込みで当該学校長の推薦した者</p> <p>2 調査書の学習成績概評がB段階以上の者</p> <p>3 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予</p>	<p>平成26年11月10日(月) 午前9時から</p>	<p>1 学科試験 国語（近代以降の文章） 2 面接</p>

		定の者		
一般 20名 程度	3年	学校教育法第90条第1項の規定に該当する者 (本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)	第1次試験 平成27年1月13日(火) 午前9時30分から	学科試験 (1) 国語(近代以降の文章) (2) 英語
			第2次試験 平成27年1月14日(水) 午前9時30分から	面接(第1次試験合格者に限る。)

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院において、平成26年7月3日(木)から同年12月10日(水)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

学 科	区分	提 出 期 間
助産学科	一般	平成26年12月1日(月)から同月10日(水)まで
	社会人	同 上
看護学科2年課程 (全日制)	推薦	平成26年10月28日(火)から同年11月1日(土)まで
	一般	平成26年12月1日(月)から同月10日(水)まで
看護学科2年課程 (定時制)	推薦	平成26年10月28日(火)から同年11月1日(土)まで
	一般	平成26年12月1日(月)から同月10日(水)まで
	社会人	同 上
歯科衛生学科	推薦	平成26年10月28日(火)から同年11月1日(土)まで
	一般	平成26年12月1日(月)から同月10日(水)まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円(定額小為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院

電話(078)733-6611(代表)



兵庫県告示第596号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市神出土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	穴 田 勝 進	神戸市西区神出町広谷520番地の1
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	胸 永 捷 之	神戸市西区神出町広谷514番地の1
大日川土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 口 春 雄	南あわじ市北阿万新田北284番地1
同	加 納 豊 吉	同 市賀集鍛冶屋23番地1
同	森 紘 一	同 市賀集501番地
同	中 田 義 秋	同 市賀集生子213番地5
同	上 村 邦 弘	同 市北阿万新田中457番地
同	白 瀬 敏 男	同 市賀集福井1136番地
同	南 義 晴	同 市賀集立川瀬282番地2
同	江 本 耕 一 郎	同 市北阿万稲田南625番地
同	武 岡 正 浩	同 市北阿万伊賀野1586番地1
同	肥 田 公 太 郎	同 市賀集八幡北58番地
同	辻 隆 弘	同 市賀集鍛冶屋349番地
同	上 田 誠 二	同 市北阿万筒井540番地2
同	藤 原 基 延	同 市神代国衛880番地
同	奥 井 正 紀	同 市賀集野田125番地
同	高 川 元 太 郎	同 市賀集福井1613番地1
同	江 本 利 喜 男	同 市北阿万伊賀野671番地
監 事	西 山 隆 美	同 市北阿万筒井1922番地1
同	野 口 弘	同 市賀集福井1134番地
同	藤 原 芳 晴	同 市北阿万稲田南581番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 紘 一	南あわじ市賀集501番地
同	加 納 豊 吉	同 市賀集鍛冶屋23番地1
同	中 川 勝 喜	同 市北阿万新田北298番地
同	中 田 義 秋	同 市賀集生子213番地5
同	辻 隆 弘	同 市賀集鍛冶屋349番地
同	藤 原 基 延	同 市神代国衛880番地
同	奥 井 正 紀	同 市賀集野田125番地
同	高 川 元 太 郎	同 市賀集福井1613番地1
同	江 本 耕 一 郎	同 市北阿万稲田南625番地
同	唐 津 功	同 市北阿万筒井1694番地
同	武 田 博 行	同 市北阿万筒井376番地
同	西 野 正 己	同 市北阿万伊賀野245番地
同	久 米 只 海	同 市賀集福井1145番地
同	印 部 悦 次	同 市賀集八幡115番地
同	森 和 夫	同 市賀集八幡南531番地
同	竹 内 秀 次	同 市北阿万伊賀野875番地
同	乙 井 康 弘	同 市賀集野田509番地1
同	立 川 善 久	同 市北阿万新田中505番地
監 事	平 野 孝 夫	同 市賀集725番地
同	原 田 育 明	同 市賀集福井477番地1
同	西 山 勇 次	同 市北阿万筒井2276番地2



兵庫県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成26年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市小束野土地改良区	平成26年 6月 4日
加古川市雁戸井土地改良区	平成26年 6月 5日



兵庫県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 6月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 6月27日から 2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大川瀬吉川線	三木市吉川町富岡字中澤1699番から 同 市吉川町前田字川端1608番まで	旧	4.0から 20.0まで	920.0	
		新	11.0から 26.0まで	920.0	
県道 志染土山線	三木市志染町吉田字目白1206番214から 同 市志染町吉田字目白1206番211まで	旧	6.0から 12.0まで	140.0	
		新	11.0から 25.0まで	140.0	一部 予定地



兵庫県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年 6月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 6月27日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	姫路市東山字乙南山田583番 1 から	旧	4.0から 7.0まで	32.0	

北原八家線	同市東山字小取1244番1まで	新	6.0から 7.0まで	32.0	
-------	-----------------	---	----------------	------	--



兵庫県告示第600号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年6月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年6月27日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 日影養父線	美方郡香美町村岡区日影字作川121番から 同 郡同 町村岡区日影字猿尾289番2ま で	旧	3.0から 23.0まで	855.0	
		新	5.0から 23.0まで	851.0	



兵庫県告示第601号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
加西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業加西市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第602号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。
平成26年6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26東播位置 廃0001号	26.6.11	加古郡稲美町国安字忠967番 1 の一部	5.30	5.00

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 6月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 揖保郡太子町東南字後田323番 1、344番 1 の一部、345番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市勝原区熊見 5 番地の 3
 株式会社たけのこホーム 代表取締役 山 本 稔
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成26年 2月25日
 兵庫県指令西播(光土)(建)第 1 - 39号(25太子)



入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 6月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
 県庁W A Nネットワーク機器一式(賃貸借)
 - (2) 調達物品の特質等
 調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
 平成27年 1月 1日(木)から平成32年12月31日(木)まで(6年間)
 - (4) 納入場所
 兵庫県本庁舎及び地方拠点計153箇所(詳細は別途指定する場所とする。)
 - (5) 入札方法
 上記(1)の物品について入札に付する。
 落札決定に当たっては、入札金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 津島
電話(078)341-7711 内線4935 F A X(078)362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成26年6月27日(金)から同年7月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)
- ウ 入札・開札の日時及び場所
平成26年8月8日(金)午後3時30分 兵庫県庁西館 1階大入札室
- エ 入札書の提出期限
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成26年8月7日(木)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札
「兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間
平成26年6月27日(金)午前9時から同年7月11日(金)午後4時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- イ 入札の日時
平成26年8月1日(金)午後5時から同月8日(金)午後3時30分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間
平成26年6月30日(月)から同年7月22日(火)まで(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。)
なお、電子入札システムによる場合は、平成26年6月30日(月)から同年7月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、7月11日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。
- イ 受付場所
前記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類
(7) 事前協議申込書
(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
- エ 提出方法
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。
- オ 確認の結果
平成26年8月1日(金)午後5時までに通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間72箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年8月7日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成26年8月23日（土）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of networking equipments for the Hyogo Prefectural Government WAN

- (3) Lease period: January 1, 2015 - December 31, 2020

- (4) Delivery location:

The Hyogo Prefectural Office Buildings and 152 other places (as specified in the tender documentation)

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 July 11, 2014
- (6) Deadline for tender:
15:30 August 8, 2014 by direct delivery and electronic bidding system
17:00 August 7, 2014 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Tsushima, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4935

病院局公報

政府調達に関する協定に係る企画提案競技の実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける企画提案競技を実施する。

平成26年6月27日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立尼崎病院・塚口病院院長 藤原久義

1 企画提案競技の概要

- (1) 名称
県立尼崎病院・塚口病院移転業務委託業者選定に係る企画提案競技
- (2) 募集要領
別途配布する「県立尼崎病院・塚口病院移転業務委託業者選定に係る企画提案募集要領」(以下「募集要領」という。)による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成27年5月31日(日)までとする。
ただし、新病院開院予定時期の変更により、期間を変更することがある。
- (4) 履行場所
ア 移転元
(7) 県立尼崎病院 尼崎市東大物町1丁目1番1号
(4) 県立塚口病院 同 市南塚口町6丁目8番17号
イ 移転先
県立尼崎総合医療センター(仮称) 尼崎市東難波町2丁目(平成27年5月開院予定)

2 参加資格

- (1) 日本国内において、過去5年以内で3件以上一般病床300床以上の病院における移転業務経験を有する者であり、かつ、敷地内移転でない入院患者移送業務経験を有する者であること。
- (2) 県立尼崎病院及び塚口病院に、病院移転業務を経験している者をそれぞれ駐在させることができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。

3 参加手続

- (1) 事務局
〒660-0828 尼崎市東大物町1丁目1番1号

県立尼崎病院 総務部（新病院担当）

電話 06-6482-1521 内線514

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成26年7月1日（火）から同月14日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 説明会

本企画提案競技に参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

ア 日時

平成26年7月14日（月） 午後2時から

イ 場所

県立尼崎病院 2階 第1会議室

ウ 留意事項

出席は、1者当たり2名以下とする。

(4) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成26年7月1日（火）から同月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成26年7月23日（水）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成26年7月9日（水）から同月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成26年7月23日（水）必着とする。

ウ 回答方法

平成26年7月25日（金）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成26年7月14日（月）から同月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成26年7月31日（木）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定める。

(7) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対して、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを求める

場合がある。

イ プレゼンテーションを開催する場合、詳細については、別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は「県立尼崎病院・塚口病院移転業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者と次点者を決定する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は「県立尼崎病院・塚口病院移転業務委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本企画提案競技に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital and Tsukaguchi Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for complete set of removalservices for Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital and Tsukaguchi Hospital

(3) Acceptance period for the submission of applications from:

From July 1, 2014 through July 23, 2014

(4) Acceptance period for the submission of proposals:

From July 14, 2014 through July 31, 2014

(5) Contact point for the notice:

General Affairs Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital

1-1-1 Higashidaimotsu-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0828

TEL (06)6482-1521

教育委員会規則

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月27日

兵庫県教育委員会

委員長 山口 徹

兵庫県教育委員会規則第9号

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第7号中「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」を「職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。